

## 魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻後の新生活に係る費用を支援することにより、本市での若者世帯の移住定住促進及び結婚に伴う経済的不安の軽減を図るため、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 新婚世帯 第5条の規定による申請をした日（以下「申請日」という。）の前年度の1月1日から申請年度の3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (3) 住居費 結婚を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用で、敷金、礼金（補償金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。
- (4) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 市内の民間賃貸住宅に住民登録をしていること。
- (3) 第5条の規定による申請の日の属する年の前年（申請日が1月から6月までの期間にある場合は、前々年）の世帯全員の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）を合算した金額が500万円未満であること。
- (4) 申請年度内に当該民間賃貸住宅の所有者又は管理者との間で賃貸借契約を締結している（市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）こと。
- (5) 国又は地方公共団体その他の団体から、他の制度による住居費及び引越費用に対する補助を受けていないこと。
- (6) 規則附則第2項により市税等を滞納していないこと。
- (7) 暴力団（魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第

2条第1号に規定する暴力団をいう。)等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用の合算額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。ただし、申請年度より前に賃借している住居に夫婦の一方が入居し、又は既に同居の事実がある場合においては、婚姻を機に発生した引越費用(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を補助金の額とする。

2 補助対象となる支払の期間は、申請日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第18号)に基づく世帯全員の住民票の写し

(2) 婚姻届の受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(3) 世帯全員の所得証明書(申請日時点において交付を受けることができる直近の年度分)

(4) 賃貸借契約書の写し

(5) 誓約書(様式第2号)

(6) 住居費及び引越費用に係る領収書の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又は魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに魚津市新婚ライフわくわく応援事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する条件に違反する行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付を不相当と認めたとき

。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- 2 前項の規定により補助金の返還を求められた交付決定者は、返還を求められた金額を市長が定めた期限までに返還しなければならない。

(必要書類の提出)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、必要書類の提出を求めることができる。

- 2 補助対象者は、前項の提出を求められたときは、速やかに必要書類を提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和5年12月1日魚津市告示第155号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。